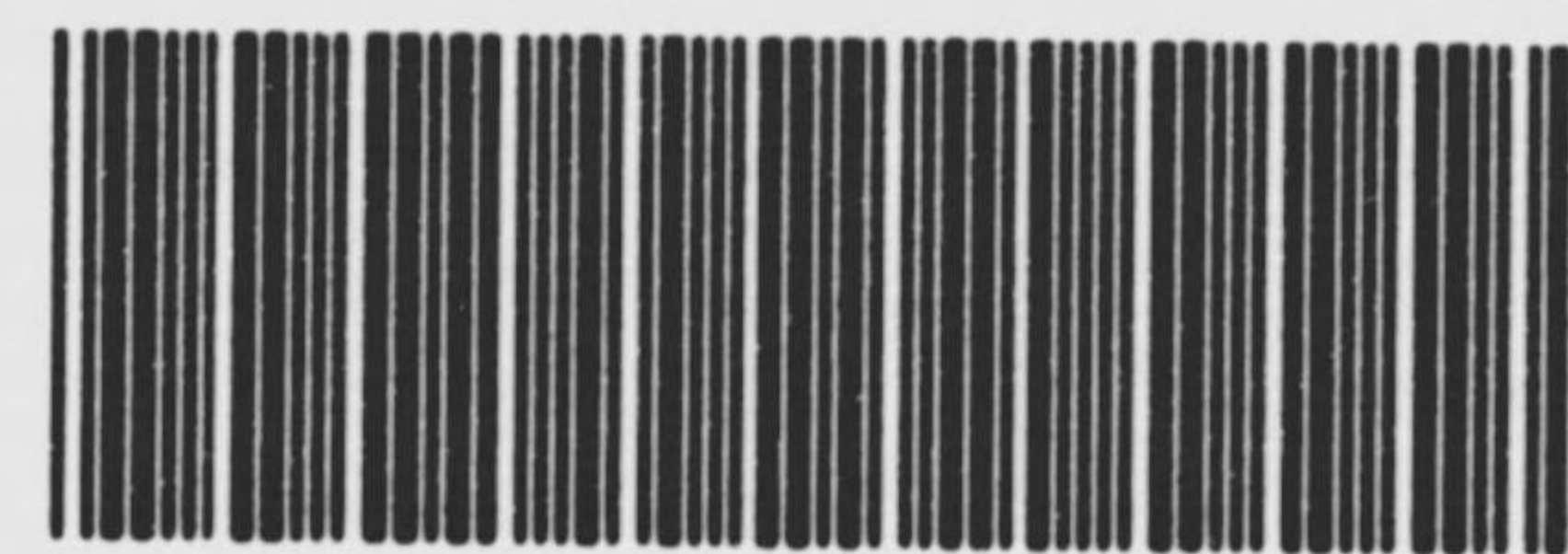


366.7

R64r



\* 0038015000 \*

0038015-000

366.7-R64r

労働教育入門

労働省・編

国際図書出版

1948

AGF

労働省編

# 勞働教育入門

366.7

R642

勞働省編

# 勞働教育入門

---



勞働省編

---

366-7

R 64元

労働組合員諸君のために

本書は諸外国並びに日本において労働組合員教育に用いられている種々の工夫方法を教えるため、日本の単位労働組合員諸君のために書かれた實用便覧である。

【註】 本論文は日本の新聞、雑誌に一括掲載又は連載で発表したり地方組合で謄寫配付することは差し支えない。但しこれを他の形で印刷販賣する場合は出版前に總司令部民間情報部新聞刊行物課（東京都放送會館内四〇三號室）の Don Brown 氏に書面を以て許可を得なければならない。

一九四八年



科學局労働課

691142

目次

はしがき……………一

労働者教育の目的……………二

労働教育の第一歩……………三

教育の用具……………五

一、書籍とパンフレット……………五

二、新聞と雑誌……………六

三、幻燈……………六

四、紙芝居……………六

五、法規……………七

六、日刊新聞……………七

七、圖表とポスター……………七

八、圖書館……………八

九、好意ある援助……………八

労働教育の實際……………一二

一、掲示板	二二
二、討 論 會	二三
三、劇及び労働劇	二四
四、教室又は労働學校	一五
五、壁 新 聞	二四
六、試問大會	二五
七、連続講演會	二七
八、工 場	二八
九、雄辯大會	二九
十、圓 卓	三一
十一、討 論 會	三二
十二、展 覽 會	三三
十三、晝食時の紙芝居討論會	三四
十四、見學旅行	三四
十五、研究調査	三五

## は し が き

最近數年間多くの新聞雑誌の中で労働教育の「理論と精神」ということについて種々の議論が行われ又労働教育の必要性を指摘する講演が日本全國到る處で行われた。

しかして、多數の労働関係圖書・パンフレット・労働法規集・紙芝居・幻燈映畫が刊行製作されこれを安價に利用することができる。

労働組合運動に、労働教育の必要が認識され労働教育資料が多數入手出来るにも拘らず労働者教育が行われていない。その一つの原因としては、日本の全國組合本部に労働教育班を持っているものが非常に少ないということが挙げられる。又労働教育班を持つていても人員の寡少、資金、用紙等の不足がある。更に創意工夫が足りない實状である。本書は二萬八千餘を占める日本の労働組合の組合員諸君のために書かれたものである。筆者は最近數年間日本全國を隅々迄旅行したが、何處へ行つても組合員は何時も「自分の組合で労働教育をしたいと思ひますが、それにはどうしたらよいか教えて下さい」という。

労働教育は労働運動の民主助長の根本的使命を遂行するのは外部からの強要によつてするのではなくして労働組合の内部からのより上る力による労働教育によつてなされねばならない。この爲に援助

を與える團體、機關又は政府の勞働行政機關においてもその責務を果し、助力を惜しまないだろう。しかし勞働教育を行う主なる責任は矢張り各組合が負わなければならない。個々の組合がその責任を果すならば勞働教育計畫は徐々に向上し、最後にはその組合は、この教育をうけた組合員と、新しい指導者を出し、そして將來日本における勞働教育指導者で充たされるだろう。

本書は多くの新しい意見と、教育實施方法の概略を述べているが、その中のある意見、方法は諸君の組合に適切なものもあろうし、又そうでないものもあると思うが、本書の目的は出来るだけ廣範圍にわたり種々意見を述べ、その中から諸君の組合に最も良いと思われる事柄を選択し活用してもらいたい。

## 勞働者教育の目的

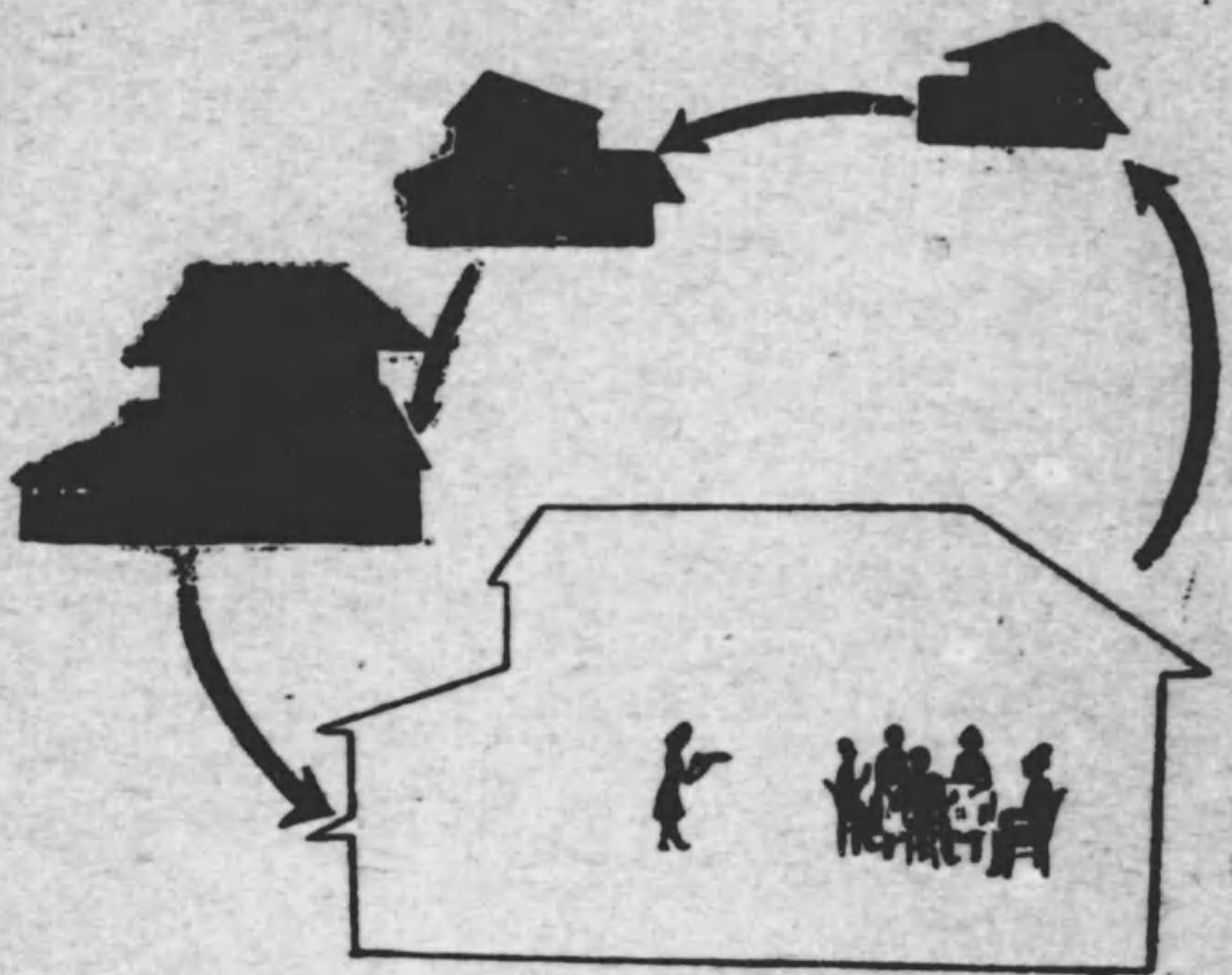
勞働者教育の主なる目的の一つは一般勞働者が勞働組合の運営について、民主的な方法により訓練することである。勞働組合を結成しても封建的な親分子分式な考え方をする習慣がまだ残っている。そのような考え方は一般勞働者が民主的に考え、話し、行動するようになって始めて根絶されるのである。

勞働者教育のもう一つの目的は指導者を訓練することでありその訓練により指導者が一般組合員に奉仕し得るようになることである。職場委員は地方組合内に苦情が起ると直ちにそれを解決するよう

に訓練されねばならない。一般組合員は、すべて民主主義社會における勞働組合員としての訓練を受けなければならない。そしてその訓練の内容には政治・經濟・社會問題が含まれるのである。又一般組合員は地方組合の管理、勞働組合運動の機構、日本における新しい勞働關係法規と勞働組合運動との關係について特別な訓練を受ける必要がある。以上述べたことの中には一般勞働組合員のみならず職場委員、執行委員、その他の役員が集團的、分散的に受ける訓練を全部含むものである。しかしそのような訓練は短時日で出来るものではない。英國の勞働組合に例をとるならば、勞働者教育は五十年以上も繼續して行われ、しかも今日では以前にも増して強力に行われているのである。

## 勞働教育の第一歩

勞働者教育計畫は、諸君の單一組合で少數の組合員が集つて何かやろうという意見が一致した時に既に始まるものである。大きな委員會を持たなければ出来ないということは全然ない。二、三名の青年男女、年長の組合員が居ればそれだけの人達が首唱して單一組合内で勞働者教育を始めるに當り必要問題を討議すればよいのである。もしそれ等の人達が、自分達の餘暇や作業終了後の時間を利用してその組合員の手により組合員教育をやろうということに決定したならば、それ等の人達は其の場で直ちに自分達を教育委員に任命（又は選舉）するように組合指導者に請求するのである。



諸君の組合内の種々の人々を代表する教育委員会を結成することが先づ第一歩である。産業の種類によつては教育委員会はもつと年長の人々で構成されるかも知れない。何故ならば、産業によつて組合員が一般に年長者が多いことがあるからである。又他の工場、事業場ではその組合内に若い人の多い場合もある。この場合教育委員会には定員を多くして青年・女子青年・成年男女が全員、委員会に入るようにすべきである。

次になすべきことは、一體自分達で何が出来るかという問題を研究することである。計畫は慎重に立て、會合は屢々開くのがよい。もし委員が同じ區、町に住んでいる場合には一週間に一度位、全員の家で會合をするのもよい。そしてその會合は順番制により各委員の家で交互に開くことである。かくすれば會合はなまやかに親密に行われ委員相互、委員の家族達にも友好的な氣持を持てるようになる。

計畫を樹てる前に先づ自分の組合教育に使用する資料用具としてどのような物が利用出来るかを考えなければならぬ。それは丁度大工が戸棚を作る場合その設計圖面を見て適した道具を選ぶと同様に諸君も使える用具を見てその中からどれが自分の組合に最も適しているかを考えてみるのである。

## 教育の用具

この題目の「教育の用具」とは、今日日本で諸君が利用出来る種々の道具のことをいうのである。まずその道具の目録を一つ一つ眺めてみよう。

### 一、書籍とパンフレット

最近數年間組合の教育委員會に役立つ労働關係書籍・パンフレットが二百種以上出版されている。中央労働學園（東京都港区芝公園六號地）・労働省勞政局労働教育課及び組合全國本部・産別・總同盟・國鐵本部でも以上労働に關する書籍その他刊行物を出版しているからその目録を送付してもらうとよい。又この他諸君の組合所在地の最寄勞政事務所に備えてあるものについても出来る限り利用しもしその目録がなければ備えつてを依頼することである。

## 二、新聞と雑誌

諸君の組合は労働者の週刊新聞「週刊労働」の配布を無料で受けるべきである。もし受けていないならば労働者とその事情を述べて請求すればよい。新聞社の中でも「毎日新聞社」のように労働教育・労働関係の法律解説、その他労働に關する記事を多く載せた月刊雑誌「労働評論」を出版しているところもある。諸君の組合所在地の最寄労政事務所に、重要な新聞雑誌購読の手助けとして現在刊行されている労働関係新聞雑誌の目録を送つてくれるように依頼するとよい。

## 三、幻燈

幻燈は現在民間會社・労働者・組合・労働委員会・文部省等により製作されている。諸君の組合に役立つ幻燈の種類價格等について最寄労政事務所に尋ねるとよい。なお労政事務所や小學校には幻燈映寫の設備があり組合は必要ときこれを借りることができる。

## 四、紙芝居

大阪の労働基準局では労働基準法に關する紙芝居が作られている。現在労働教育用紙芝居の製作會社は少いが、これは諸君達でも簡単に作る事ができる。

## 五、法規

労働組合法・労働関係調整法・労働基準法・労働者災害補償保険法・船員法（船員の爲に）・職業安定法、その他の労働法の寫は労政事務所から無料若しくは實費で配布を受けることができる。

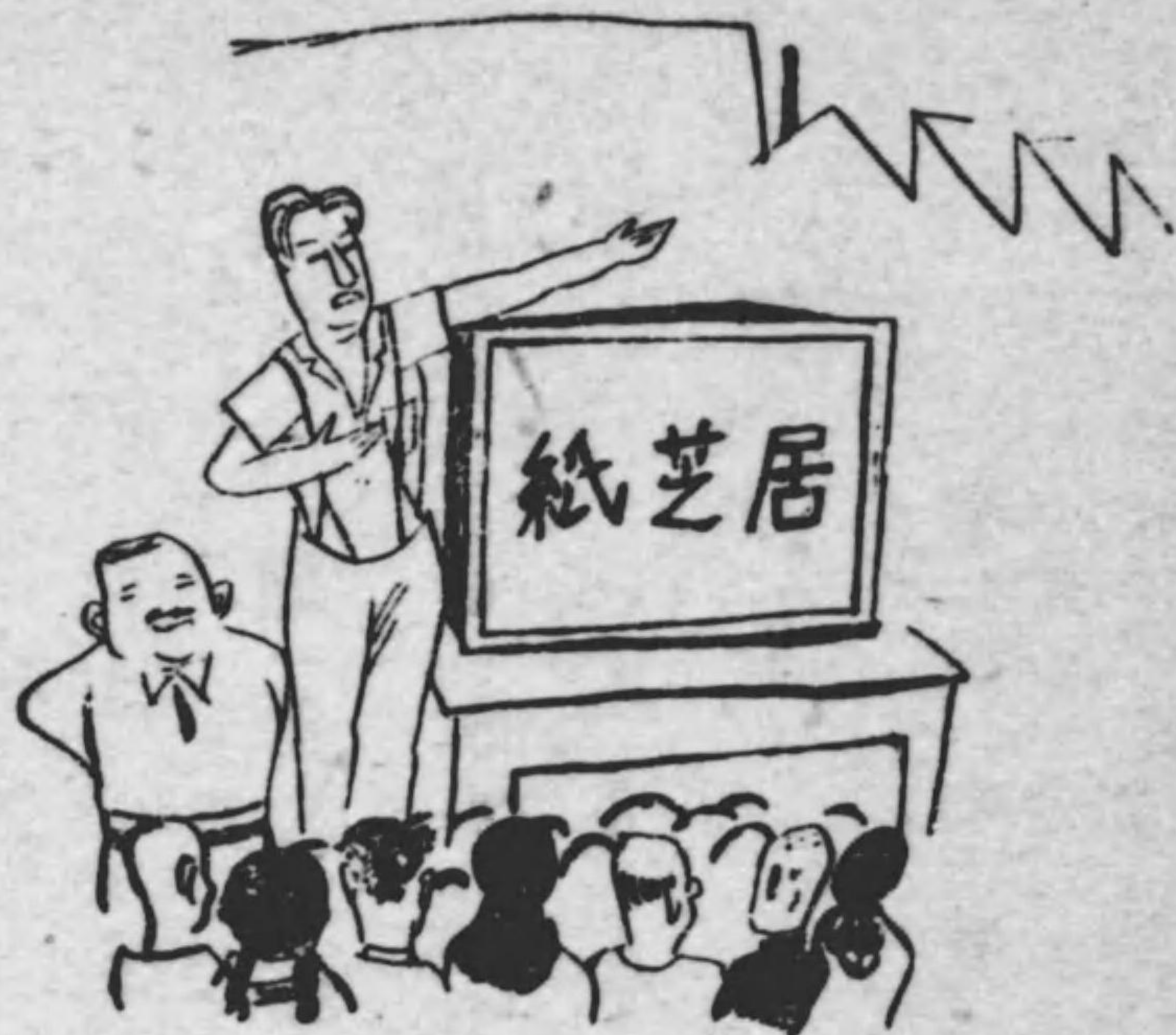
## 六、日刊新聞

朝日、毎日以外の地方新聞においても、労働関係の記事を毎日掲載しているから、この新聞記事をまとめると組合用の貴重な參考資料とすることができ。

## 七、圖表とポスター

中央労働委員會では、労働委員會の仕事の概略あつ旋、調停、仲裁等を説明した十數種の圖表を出版している。

中央労働委員會、地方労働委員會、最寄労政事務所に直接依頼し組合の爲にその圖表、ポスターを





請求すればよい。

## 八、圖書館

若し最寄に圖書館があれば數名の教育委員が赴き、労働關係書籍を調査し、又地方軍政部の労働係官より労働關係書籍・パンフレットを備えた進駐軍經營の圖書館の有無を尋ね、さらに所轄勞政事務所より労働圖書館の所在を尋ね關係書類を調査するとよい。

## 九、好意ある援助

大體諸君の組合の労働教育に役立つと思われる資料、用具について調べ終つたならば、次に諸君の組合所在地において頼めば直ぐ引受け、報酬等を求めることのないような友好的な人物又は機關を探し相談するとよい。

## 學校の教師

諸君の町の學校教師の中には教授法について色々研究している専門家がいます。これら専門家の助言、助力を受けることはよいことである。どの學校教師が自分の組合に役立つ援助を與えてくれるかを調べ、次に教師に諸君の當面している問題を説明し、教育委員會の仕事を手助けしてくれる教師の名簿を作成する。

## 政府労働機關

諸君の縣には諸君達にサービスをしてくれる多くの政府機關がある。それらの機關の多くは現在諸君の組合に何等サービスをしていないかもしれないが、それは諸君がその機關を利用しないからである。

a、以上述べた如く諸君にサービスする爲勞政事務所がある。諸君の拂う税金はその事務所職員の手給の一部となつているのであるから、それら職員が諸君にあらゆる點で援助を與えているか否かを監視するのは實に諸君たちである。

b、諸君の縣の労働基準局は組合諸君に對し労働基準法を説明し、助言を與え、諸君の工場で基準法違反があつた場合、諸君が苦情を申し立てる手助けをする責任があるから、活潑にこれ等機關を利用することである。

c、諸君の縣の公共職業安定所は失業保險、職業安定等に関する種々の法律施行の責任を持つていて、その責任の一つは必要に應じ法律の實施を説明するため單位組合を訪れることである。

d、婦人少年局都道府縣職員室は、婦人少年の取扱に關して諸君を援助するためにある。要求に應じ

てそれは地方單位組合に對し民主的體制における婦人の役目、生理休暇、其の他婦人に關する問題につき説明する。この局では多くの一枚刷り印刷物、パンフレット、ポスターを地方單位組合の教育問題の一助たるべく備えつけている。

e、諸君の縣の地方労働委員會は労働組合法・労働關係調整法の施行を理解すべく單位組合を援助する責任を負っているからその事務所を訪れて援助を求めべきである。委員會は、法令が守られなかつた時、委員會に對して事件を準備する點に關し諸君に正しい指示を與える。

労働委員會の委員が諸君の單位組合を訪問することは單位組合員をして御用組合、勞・組法第十條及び第二十二條の違反、其の他の問題を議する機会を與えるのに一助となるであろう。労働委員會は諸君の教育委員會に對し労働委員會の決定を研究し、同委員會が繼續する仕事についてよりよく知り得るよう出版物の寫を提出することができるようになりべきである。労働委員は、諸君の單位組合に役立つためにあるのであるからそれを諸君は活用するとよい。

#### 地方軍政部

諸君の地方軍政部には諸君の單位組合を援助すべく労働係官がいる。労働係官はG・H・Qの労働教育パンフレットを多數蒐集して、更にアメリカ及び外國資料や最近の日本の労働關係圖書及びパン

フレットを備えつけている。地方軍政部労働係官の所へ遠慮なく行くようにすることがよい。労働係官は親切であり諸君を助けんとし、諸君は労働係官の援助を求めなければならぬ。諸君の問題を説明し彼の忠告を受けるがよい。

#### 醫師及び辯護士

諸君は諸君の團體に講義、健康衛生に關する質疑應答、負傷者の應急手當、生理學的問題、結核豫防、食事等について諸君の單位組合を援助する少數の醫師を見付けてもよい。又労働立法の理解や労働委員に對する事件、準備方法の點につき喜んで單位組合を援助する少數の辯護士を見付けてもよい。地方醫師及び辯護士は諸君と同様日本國民である。自發的援助を求めらるなら、多數の人が同じ町の人々の爲に喜んで奉仕するであろう。

#### 地方政治指導者

諸君の町村には社會黨・自由黨・民主黨・國民協同黨・共產黨等多くの指導者がいる。彼等の役目の一つは彼等自身の政黨政策についての質問に答えることである。諸君は彼等自身の見解に同意する必要はないが、彼等はその政黨の主義、企畫を單位組合に説明するのに役立つであろう。全政黨の代

表者と會議を繰りかえすことは組合員諸君が綱領から離れて種々政黨を批評する助けとなるであろう。このように諸君の町村に多數の技術的、職業的、政治的人物が諸君の單位組合を援助するであろう。しかして諸君はそのような人物から彼等の奉仕を求めなければならぬ。

### 労働教育の實際

以上は諸君の單位組合に役立つ人物及び物質的資材について述べたが、では日本及び外國で使用されている種々の技術や考案の中で諸君の組合に使用されるような考案の概観をつかむため簡単に述べてみよう。

#### 一、掲 示 板

多くの労働者は毎日忙しいので労働新聞、雑誌を読む暇がない。彼等は毎日の新聞さえ讀めないことがしばしばである。もし組合が工場の門やその他便利な場所に掲示板を設けるなら、労働関係の日々の項目を全労働者が讀むことができる。「毎日切り抜きを取り換え続けよ」という金條鐵則に注意すべきである。それが毎日取りかえられるならば、労働者は常に掲示板を見るであろう。これはとりもなおさず教育委員會の一人が忠實に色々な方面から切り抜きを取つたならでき得る限り早くそれを

貼り出さなければならぬということである。

#### 二、討 論 會

討論會は文字どおり現代の問題について話そうとする人々の集りである。かつ討論會は小範圍に止まるべきであり、さもなければ統制が困難となる。最上のもものは五、六名の興味を持つ組合員が一月に一、二回集まることであり、議長は會議の前に選ばれた議題について表を作成する。例えば左記のようなものが議論されるものとする。

- a、配給制度
- b、勤勞者所得税の問題
- c、食糧問題

各議題について選ばれた議長は多忙でありしかも問題について何物かをつかんでいなければならぬ。彼は地方の配給公團（配給事務所）を尋ね配給制度が如何に運営されているかを示す圖表を手に入れ多少のパンフレットを獲得する。課税問題の議長は地方財務局え文書を出し、現在の課税法の寫を要求する。彼は圖書館で現在の價格構造その他につき分析した雑誌の少數の論説を讀む。最初の會議が開かれると議長はその問題について知るところを全部述べる。これが凡そ十五分位かゝる筈であ

る。彼の仕事は問題を提出することである。そして異つた人達が話し始める。もし誰かが議題を離れ横道えそれると議長はその人に問題を思い起させる。此のような議論が一時間も續くと全員は一つの時事問題をより良く理解して帰宅することになる。

討論會は一人が長く演説することを避け全員が何かを述べなければならぬ。その目的は理解を助長するだけでなく、労働者に彼等自身の意見を發表する機会を與えることにある。

### 三、劇及び労働劇

劇を書くことは非常に難かしいように考えられるが少數の労働者が劇を書くことを決定するならば直ちに紙上に思いつきを忙しそうに書くであろう。餘り慾を出してはいけない。十五分位の短劇から始め特別な問題を取りあげるとよい。日本の労働運動、團體交渉権を説明する寸劇が書かれるべきである。この際地方の學校教師の忠告援助は單位組合員の僱寸劇を書くのに助けとなるだろう。既に書かれた労働劇を求めることは容易であるがそれは劇を書く目的即ち民衆の参加という目的を損うものである。もし諸君が寸劇を書き演出するならば最初は貧弱な劇かも知れぬが仕事から學ぶ點が多いであろう。そして他の組合員の顔に微笑が浮ぶのを見る時諸君は非常な幸福を覺えるであろう。

### 四、教室は労働學校

欧米においては労働學校が極めて重要視されているので組合活動が合理的であるにもかゝらず、日本ではそれが不充分のため活動が合理性を缺いている場合がある。故にその重要性を認識させて眞



の組合活動を發展させるべきである。労働學校を開こうとする時は最初は簡單にするとうい。恐らく二、三週中一週間二回二問題を講義付きとする。一つの組は労働組合法について、他の組は労働組合組織についてする、組の計畫は非常に重要である。黑板も必要であり、數冊の本、なかんづくよき教師がいなければならぬ。できれば諸君の仲間の一人をして教授させるとよいというのは地方の教授は一般民衆には判りにくい言葉を使うからである。どのような組を計畫するにも實際的であり、労働者に何を求めるかを尋ね、そしてそれについて何が出来るかを考なければならぬ。世界情勢とか産業安定の如き實行不能な問題を避けた方がよい。この様な問題は特別講演や他の考案により取扱われ

るべきものである。他の國における體驗では労働組合が労働者に直接間接に興味ある實際問題について組を持つときは、その組は成功し、イデオロギヤ的綱領についての組は少數の人をひきつけるのみであり結局労働者は頭をつかいすぎてその綱領にあきこくる。とくに、講師に何等遮ることなく一時間も講義を繼續させるようなことがあつてはならない。もし一時間の講義を企てるなら講師の話を三十分に限定し、生徒に質問させ、問題を議論させて結論を出させるべきである。講義を示すフィルムストリップを使うなら尙更効果的であろう。

### 行　　う　　場　　所

教育委員會はそのすべての計畫を何處で經營し、學校を開き、又演劇・紙芝居・幻燈を上演することが出来るか。これらの問題は農村では地方の公會堂公民館の使用により容易に解決されるのが普通である。しかし大都市においては、未だに住宅拂底のため使いうる唯一の場所が土地の小學校又は中學校である場合が多いが、これ等の建物は夜間あるいは週末休みには使用しないのが普通であるから依頼すれば労働組合で使用できる。組合は校舎（公共財産である所の）の使用については従業員の小委員會を設けて使用後の室の清掃に留意するなら困難は起らないであろう。組合が使用した教室を塵埃や煙草の灰で取り亂したまゝにして置くならば、次回に組合が校舎を使用したいと思つても校長は

あまり好意を寄せないであろう。夏の間は地方の公園あるいは寺の境内は宵の催物や教育的な會合に用いることができる。時には地方の會社の建物又は映畫館を使用し得ることもあるであろう。勿論、教育委員會の非公式の小會合は委員の家で行うのが最もよい。委員達は其處で打ちくつろぎ一日の仕事を忘れ一杯の茶を飲みながら自分達の計畫や豫定を進めることができるから。

### 始　　め　　方

さて、この時迄には諸君の指導者はあれこれと思ひめぐらしているに違いない。（討論・書籍・紙芝居・演劇・幻燈等）しかし氣樂に備えたらよい。一時に餘り多く計畫すると恐らく失敗するであろう。労働教育は一步一步徐々に進展する。日本は現に二千年を經過しているのであり急に發達したのではない。氣樂に構え、堅固に築くことである。

先づ諸君の單一組合を良く考えてみるべきである。組合員は何人いるか。諸君はどんな便宜を持つているか。組合は教育委員會にどれ位の金額を出してくれるか。諸君はなにを最も得意とするか。これ等の事柄を委員會と討議し諸君が種々の考えをねりあげたうえ實施にかゝることである。

(a) 書籍目錄をよく調べ諸君の委員會に最も役立つと思ふ書籍及びパンフレット數冊を買い求める。

るべきものである。他の國における體驗では労働組合が労働者に直接間接に興味ある實際問題について組を持つときは、その組は成功し、イデオロギイ的綱領についての組は少數の人をひきつけるのみであり結局労働者は頭をつかいてすぎてその綱領にあきこく。とくに、講師に何等遮ることなく一時間講義を継続させるようなことがあつてはならない。もし一時間の講義を企てるなら講師の話をも十分に限定し、生徒に質問させ、問題を議論させて結論を出させるべきである。講義を示すフィルムストリップを使うなら尙更効果的であろう。

### 行　　う　　場　　所

教育委員会はすべての計畫を何處で經營し、學校を開き、又演劇・紙芝居・幻燈を上演することができるか。これらの問題は農村では地方の公會堂公民館の使用により容易に解決されるのが普通である。しかし大都市においては、未だに住宅拂底のため使いうる唯一の場所が土地の小學校又は中學校である場合が多いが、これ等の建物は夜間あるいは週末休みには使用しないのが普通であるから依頼すれば労働組合で使用できる。組合は校舎（公共財産である所の）の使用については従業員の小委員会を設けて使用後の室の清掃に留意するなら困難は起らないであろう。組合が使用した教室を塵埃や煙草の灰で取り亂したまゝにして置かならば、次回に組合が校舎を使用したいと思つても校長は

あまり好意を寄せないであろう。夏の間は地方の公園あるいは寺の境内は宵の催物や教育的な會合に用いることができる。時には地方の會社の建物又は映画館を使用し得ることもあるであろう。勿論、教育委員会の非公式の小會合は委員の家で行うのが最もよい。委員達は其處で打ちくつろぎ一日の仕事を忘れ一杯の茶を飲みながら自分達の計畫や豫定を進めることができるから。

### 始　　め　　方

さて、この時迄には諸君の指導者はあれこれと思ひめぐらしているに違いない。（討論・書籍・紙芝居・演劇・幻燈等）しかし氣樂に備えたらよい。一時に餘り多く計畫すると恐らく失敗するであろう。労働教育は一步一步徐々に進展する。日本は現に二千年を經過しているのであり急に發達したのではない。氣樂に構え、堅固に築くことである。

先づ諸君の單一組合を良く考えてみるべきである。組合員は何人いるか。諸君はどんな便宜を持つているか。組合は教育委員会にどれ位の金額を出してくれるか。諸君はなにを最も得意とするか。これ等の事柄を委員会と討議し諸君が種々の考えをねりあげたうえ實施にかゝることである。

(a) 書籍目録をよく調べ諸君の委員会に最も役立つと思ふ書籍及びパンフレット數冊を買い求める。

(b) 労働に関する色々の知識を増してくれる新聞及び雑誌二、三の購讀を申し込む。

(c) 委員の一人に男女共に見る労働に関する大事な事柄全部を切り抜く仕事を割り當てる。古新聞で小さい封筒を準備し、切り抜きを題目(税・配給・闇市・物價・政治等)によつて整理させる。

(d) 前述の種々の機關に書面を出しできる限り多くの参考資料を確保する。ポスター・ちらし廣告・パンフレット・法令の寫等。次のものを忘れてはならない。

(a) あらゆる政府労働機關

(b) 諸君の聯合組合(そういう關係があれば)

(c) 支部労働學校

(d) 別の委員は地方労働委員會を始めあらゆる地方労働機關を訪ねポスター、パンフレット、資料のちらし廣告等を集めること。

(e) 諸君の選出した代議士に新憲法の寫一部の無料配布を受けるよう書面を出すこと。二、三週後に又教育委員會を開き、各委員は成功(或は失敗)の報告をする。そうすれば諸君が入手したのものによりすぐ何かを計畫することができる。

### 一 步 一 步

活動開始に當つては計畫はほんの二、三に止め餘り多くを試みないこと。餘り多くやつて失敗すると將來長く諸君の單一組合の労働教育を損うかもしれない。組合員は何時迄も「あゝ労働教育か、あれはわれわれもやつたことがあるが失敗だつたよ」というであろう。恐らく諸君は労働法規について研究會を計畫するだろう。諸君は二、三週間以内に研究會で討論し、これが成功であつたら活動をさらに擴張し同時に一委員に「週間壁新聞」を備える仕事を割當てる。組合員は短い記事を書くか、あるいはニュースの切抜きを提供する。但し誰か二人が壁新聞として仕上げる爲の記事を書きこれを掲示板に貼りつけることに責任を持たねばならない。又諸君は今回の組合集會の際幻燈(フィルム・ストリップ)を見せようとするであろう。一委員がこの仕事を割りあてられる。この委員は都道府縣の勞政課を訪れて幻燈の機械を借用し、その操作法を教わり、夜分自宅で試験をする。幻燈を見せるに先立ち彼は會場で電氣の接續點を點檢し、用意が準つていることを確める。會の始め或いは終り又は適當な時間に委員長は次の如く告げる。「わが單一組合の労働教育委員會は只今から幻燈をお見せ致します」と。電燈が消えると教育委員の一人は直ちに映寫を始める。用意はできているから彼は少しもちうちよすることなく立派な仕事をする事ができる。幻燈が濟むと組合員は幻燈のみならず教育委員會ができたききした仕事をしたことにも感銘を受けるだろうからこの際準備が實際の映寫より大切なことを知るべきである。又労働關係調整法、課税計畫、その他従業員の時事問題等の解説をした新し

いポスターを毎週工場の門に掲げるため圖案を作り色塗りをする仕事を他の一委員にさせるとよい。

### 検討のための休止

およそ一ヶ月程度このような僅少な活動を続けた後諸君の組合の中で最も代表的な組合員を数人教育委員会に招き、諸君の活動に対する批評や彼等の思ひつきを尋ねるが良い。そうすれば次の委員会で評判のよい仕事を進んで強化することが出来るし又組合員が收穫がないとか有難くない仕事であると考えていることが判つた時は、諸君は多分それを打切りにするであろう。

### 新 企 畫

しかし、更に二、三ヶ月経過すると諸君の小教育委員会は可成りの資料を集めている。どの委員も皆新らしい考えを持つている。そこで委員長が活動的で注意深ければ、どの委員も皆熱心となる。かくして一段と活動を増すべきときがくる。多分諸君は月に一度もしくは隔月に一度討論會を開く手筈ができ、諸君は一週一つの講演で四週間に亘る連続的講演を考慮することが出来るだろう。又諸君は公衆演説クラスを開くことを決定するだろう。これは諸君が開く最初の労働學校活動であり、少數の集りで開始し經驗を得た後再び活動を擴大すればよい。

### 再 検 査

六ヶ月あるいは八ヶ月後には諸君の労働教育委員会は極めて活潑なものになつてゐる筈である。その時は更に二、三の委員を補充する。公衆演説クラスに出席した者の中には充分この目的に適する資格を備え自ら進んでこの任を引受けるものもいるから、恐らく公開競演會を計畫することができ、諸君は學級活動の擴張を欲し、労働法や團體交渉についての短期學級を開始し、又諸君は一回置きに組合の會合の終りに試問競争を行う手筈ができるであろう。再び繰りかえすがうまく計畫し徐々に實施することが大切である。

委員会は絶えずその藏書を更新し切り抜き整理を増し又情報や調査資料がどんどん蓄えられる。これ等種々の活動と共に組合の會合を一つでも教育の機會として逸してはならない。委員會の一委員に各集會に先立ち組合の建物の周圍に新しいポスターを掲げさせこれを會合の都度取りかえる。もし諸君のグループで、短い労働劇を書くことができるなら單一組合の組合長に相談してこの劇を組合會合の初めか終りに上演させて貰うことである。取り分け教育委員長は教育委員會の活動を組合員に周知させるために簡単な五分間位の報告を組合の各集會毎に行うべきである。

組合教育は組合員一般大衆から生れ組合員大衆の爲のものでなければならぬ。



然し金の出所は？

教育委員會はその仕事を始めるのに大した金が必要でないことはすでに示した通りであるが、或程度に資金は必要である。教育委員會は組合員教育のために大いに努力すべきである。組合員に話して次回の組合の集會で、組合員一般が多数投票によつて、教育委員會が使用する金額を承認するようにすべきである。恐らく二千圓を承認して貰えば計畫の着手には事欠かぬものと思われる。

しかし教育委員會は毎月組合費積立金から一定額を取りのけて置くことを主張すべきである。外國の労働組合は概ね教育計畫遂行の資金として徴収した全會費の五パーセントをあてている。そうしてこの資金を如何に使用したかという詳細な報告、例えば六ヶ月毎に教育委員會から組合に提出しなければならぬことになっている。

しかし組合費からの収入では教育委員會が必要とする紙、繪具、書籍、パンフレット等の代金の支拂に到底足りない。教育委員會が社交ダンスパーティ、あるいは何か組合員の懇親會といったようなものを催すことができれば大いに役立つのである。之等の催しは出席の各人から五圓乃至十圓内外の小額の會費を貰うので、連續講演會を催すときは、講師への謝禮及び教育委員會の資金準備のために

も相當の入場料をとつてよい。ピクニック、運動會その他の活動も教育委員會の収入の源泉たり得る。そして教育計畫の増大につれて組合員は著るしく従業員教育の重要性を自覺するようになり、委員會はその仕事を自力によつてなされることを知るであらう。

### 宣 傳

教育委員會が經營するあらゆる活動について最後に一言する。諸君はなんでもやることに大いに宣傳する必要もある。教育委員會で計畫した會合、學校その他晝食時間等に一般組合員に對し簡単な話をさせるとよい。絶えずポスターを利用して諸君の活動を従業員に知らせるよう心がけねばならぬ。又、壁新聞、組合新聞等を利用するのもよい。——諸君がなにか重要なことをする時は、委員を一人土地の新聞社に出して編集長に諸君の教育的活動に關する記事を掲載して貰うように依頼することがよい。

あらゆる場合に教育委員會の仕事を繰返し掲載するのがよい。

なお最後に委員諸君に（男、女、少年、少女）に一言申し述べる。

すべて新規の活動は次の順序で始めること。

(a) 問題と活動の様式を研究すること。

- (b) 計畫がうまく実施できるよう立案すること。
- (c) しかるのちそれを大いに周知せしめ成功させる。

### 結 論

日本の新民主主義は組合員一般大衆が自分達の組合の運営にあたつて大いに活躍することを要請する。あたかも新日本憲法が、男女を問わず國民が自分の本來の役割を果す決心をしなければ成功しないと同様に。諸君の單一組合内の従業員の教育活動は諸君達全員の爲に貢献し、諸君の組合をより堅固に一層教養あるものたらしめるであろう。

しかし之等の活動を續けて行くに従い、教育委員會を構成しているものは等しく、組合員大衆のため、奉仕することに眞の満足を感じるであろう。

組合の民主的な運動によつて學び得た正當な考え方、活し方、そして行動の仕方を確信をもつて宣言し得る新指導者達がこのようにして輩出するのである。

### 五、壁 新 聞

工場の門内の黒板に貼りつけられた日刊又は週刊の新聞は労働者に對し労働事情及び一般の論題に

ついて知識を提供する上において非常に役立つ。毎月少しでも漫畫や短篇の記事があれば労働者は之によつて労働事情の傾向をよく知ることができ、又講習會、労働組合會議、ピクニックその他の會合に出席することを促され、又随時(生産)労働組合員等の人事欄を設けると一層効果的である。人間は誰でも公衆の中に自分の名前が出るのを喜ぶものである。

### 六、試 問 大 會

労働者の多數いる處では試問大會は非常に良い教育法である。労働組合員の多くは組合の講習會等には出席しない傾きがある。しかし土曜日の午後おそく土地の小學校に試問大會を開き問題を選定し希望者を招待するのは非常に優れた方法である。試問大會は六、七名の青年男女と四、五名の年配者をもつて行うのが最もよい。そしてこの大會の狙いとする所は最も多くの問題につき正當なる答をした者に對しなにかの賞品(組合の徽章、小額の金銭あるいは他の適當な賞品)を與えることである。

例えば労働組合法に關する試問大會を行うと假定して大會出席希望者には、開會前少くとも二週間前に労働組合法規の寫を提供し教育委員が同法を調べて一連の簡単な質問事項を作成するのである。一例を擧げて見よう。

(イ) 労働委員會はどの課の擔當する所であるか。

(ロ) 知事は委員を任命する権能ありや。

(ハ) 労働組合法第十一條とは何か、その定義を下せ。

(ニ) 雇主は使用人を組合運動をした廉をもつて、解雇することができるか。

(ホ) 労働委員会の委員は幾名か。

試問大會を開催する場合には少くとも一週間前に掲示をしてその土地の人達を招待し、大會が開かれると大會競技者は大衆の前に出されその地方の労働組合法議長は場合により短い開會の辭を述べる。

それから競技者は大衆の正面に坐り、教育委員會議長は逐次質問を發し之に對し正當なる答をなしたる者は残り、不正確なる答をした者は合圖と共に演壇を去るのである。かくて試問は演壇に残る者が一人になる迄續行され最後に残つた者が賞品を授與されるのである。

試問委員は最初の二、三十の試問は極くやさしいのを出し漸次難問にうつるよう注意し、終り十問位は専門的で難かしい問題を提出する。これは試問大會が終夜續かないようにするためのものであり、かつこの種の試問大會は通常一時間か一時間半以内に終るよう計畫された時には成功を見るものである。

成功をした場合には次期大會は労働基準法又は他の社會問題經濟問題についての試問大會を開く。

題目の選定に當つては十分な参考資料のあるものを選定すべきであり、もしそれが全然ない場合は慘

めな失敗を招くかも知れない。

## 七、連續講演會

連續講演は同一の論題に關する一連の問題を得るのに非常に價值ある方法である。連續講演は通常一週間置いて同じ時間に同じ場所で數回に分けて行われるものである。三、四回以上に亘ると聴衆の數が急速に減するのが常である。

労働組合法に關する講演會を計畫した場合には先づ會場を確保しなければならないが、通常最も便利な會場は町の中心部にある小學校を當てることである。次には議題の選定で熟考したうえ、委員會は講演を次の四部に分けると便利である。

(イ) 労働組合法について—労働組合の性格第二條。

(ロ) " — 組合の活動及び任務完了及び第十一條。

(ハ) 労働組合法について—労働關係委員會、任務、約束その他。

(ニ) " — 調停、和解、仲裁

次にこの問題に關し見識を持つて話の出来る講演者の選定であるが、第一回の講演者には土地の辯護士か又は労働委員會の幹部職員とし、第二回目は土地の老練なる労働組合指導者又は第十一條の下に

起る多数の實際の事態によく通じている土地の新聞記者とし、第三回目はその地方の労働委員会の議長又は労働組合役員とし、第四回目は土地の委員会の執行委員にするのがよいであろう。各講演者はその論題を割当てられ、講演の発表があり、講演者は組合員から二三十分間質問を受けた後に三、四十分間話をするのである。連続講演の始まる前にその地方の労政課によつて作られた労働組合法の寫を用意しなければならない。第三回目の講演には、委員会の構成を示す一覽表を整備し、第四回目の講演は調停和解及び仲裁を示す圖表を備えて説明をしなければならない。講演者を決めることは重要なことであるが、教育委員会が裁定する事前の計畫と公表とは同等の重要性を持つてゐる。春に行つた連続講演が成功したならば更に秋に開き、労働基準法、労働關係調整法、その他實際的論題をとりあげるとよい。

特に問題の解き方を示すような講演を選定しなければならない。例えば印度に於ける文化、あるいは愛の精神についてというような題は組合員に眠氣を催さしめるのみである。

## 八、工場

工場技術は教育上の材料を整備し労働者に思考力を練らせるという両面の手段として用いられる。例えば教育委員会は紙芝居を作る工場を建設するかも知れないし、地方の小學校の教室の使用を求め

一週に一度會合を催すことになるかも知れない。第一回の會合では紙芝居の型態を論ずることとし、この場合紙芝居が日本の民主的な労働行政と民主政治とに貢献するという目的の下に行われるべきであるという提議がなされるかも知れない。第二回の會合では議長は出席者をして印刷物について考えさせる。第三回の會合では各人が考えを説明する繪圖を描き、それを検討し、最上の繪圖を作り上げることになるのであるが、最初の紙芝居は三十位の繪で構成されることになるであろう。

次回の會合では水彩畫の道具で懸命に描く巧みな繪師の出席が必要であつて、その他の出席者は紙芝居の準備に忙しいのである。

一二ヶ月面白い仕事をした後に教育委員会は初めてそれを公開することになるのである。紙芝居は集團した労働者が居れば最もよく活用せられるのである。一労働組合に三百名の労働者がいると教育委員会は毎日晝食時間に工場の各所で二名の組合員に紙芝居をさせることにする。一時に三十名の労働者に見せることにすると全員に見せるのには二週間を要するから工場では更にその後他の紙芝居の作成にとりかゝる。一工場が完了した頃に近隣の組合がその工場で使う爲に借用しようとするかも知れないがこれによつて組合同志が互に貴重な教育訓練を受けることになるのである。

## 九、雄辯大會

雄辯大會は組合内の演説會に通常つきものである。地方の教師が演説の基礎的原理の説明に當り演説會の辯士は各自數週間、その小規模な演説會の前になす三分間演説の準備をしなければならない。各演説の後に他の辯士はその演説について批判し、かくしてこの過程が辯士をして皆堂々と演説をなし得る度胸と能力とを身につけさせる迄續くのである。試問大會の場合の如く會の公表があつて四名の優秀な演説者が同一の論題を割り當てられる。但し論題は各演説者が十分それを自分のものとし得る様な幅の広いものでなければならぬ。各演説は充分嚴密に限定せられる。雄辯大會が開會せられると聽衆の各人は投票用紙を交付される。會場の前面には聽衆のために(イ)獨創性 (ロ)態度 (ハ)眞劍性 (ニ)ちうちよや混亂なきこと、その他の點につき優者を判断すべき投票上の注意事項が書かれてある。大體四名の演説者が夫々十分間演説を行うが、演説の變る毎に二、三分の休憩時間を置き聽衆に演説者に對する批評をする餘裕を與える。最後の演説が終つてから教育委員會議長が「只今から各演説者を紹介しますから紹介が終つてから各演説者を眺めて投票を決定して下さい」と告げるのである。紹介が終ると聽衆は夫々最上であつたと思う演説者を投票するのである。投票用紙が聽集の面前で集められ票數を算え上げ、しかる後最大多數の投票を得たる者が適當なる賞品を授與されるのである。會が終了した後は、「皆演説が下手だ自分をもつと上手だ」という聲をよく聞くのであるが、教育委員はこういうことをいう人々に次の演説會を考案してもらつてもよいのである。

る。演説講習會においては青年男女に積極的な氣持で参加してもらふことが最も肝腎であつて、彼等の中では自分は教育が十分でないと感じる者が多いかも知れないが教育委員としては、この種の演説會を通じて組合には素晴らしい雄辯家がいることを實證することができるのである。演説會に出席しないでこういう實證を得ることはできないのである。

## 十、圓卓

圓卓式討論とは選定された論題について専門家が聽衆の前で談話をすることであつて、教育委員長は聽衆の興味を深くするように異つた意見を持つた人を選定すべきである。例えば教育委員が「産業復興」というような題を選んだら自由黨、共產黨等の領袖、製造業者及び勞働運動指導者を討論者にするのである。

圓卓討論會は教育委員の開會の辭に始まり、後は討論參加の各人を紹介し経歴をも告げるのであるが、これは五分以内で終らなければならない。次に議長は論題を發表し、自由黨代表者に向つて「貴見如何」と發言し自由黨員は五分間話すことを許され、これが終るとベルが鳴る。次に議長は共產黨員に對して「さて貴方の御意見は」と問い、このように討論會は進行してゆくのである。議長は各討論者が五分間に限り論題を外れず二回話さしめるといふ點に注意しなければならない。四人の討論者に

よつて討論會が終ると四十分が経過し、議長は討論者に感謝の辭を述べ十分乃至十五分の質疑應答が行われ、聴衆は討論者の中の誰にでも直接に質問することができるのである。この種の會が労働歌の齊唱をもつて開會又は閉會が行われる場合には、あたかも映畫會のような興味あるものともなるのであつて、組合員に對し一層教育的効果を持たせることができるのである。

## 十一、討論會

討論會は圓卓討論會によく似ているが多少異なる點は比較的形式的で僅か二名の論者に限定されている點である。二名の論者がある思想について議論を戦わすのである。時によつて教育委員は「勤勞所得税は廢止すべきや」というように論題を選定するかも知れない。一名は組合又は友人關係より選び、選定された題目の支持者として十五分間演説を準備し、他の一名は之を反駁する方面から選ぶのである。各人共、演説原稿を書き討論するため一二週間の準備期間を與えられるのである。討論會の時が來ると二名の討論者は聴衆に紹介されて經歷を簡単に述べるのであるが、最初の論者は十五分間話の時間を與えられ、もし彼がその時間内に話を終らない場合には合圖があり話を止めなければならぬ。次に相手は話を始め、それが終ると五分乃至十分の休憩時間がある。それから最初の論者は相手の論者の議論に對し反駁するのである。これは十分以内で切り上げねばならぬ。彼は相手が間違つて

いるということ聴衆に納得せしめるよう努めるのである。それが終ると直ちに相手の論者がこれに對し反駁を加えることになるのである。かくして五十分過ぎると閉會となる場合もあるが、聴衆はどの人が最も建設的な議論を述べたかを投票することを許されると喜ぶものである。議論の正當性を信じさせることではなく、討論會の目的は討論者の能力によつて論題を捉え、自分の見解の正しいことを聴衆に納得せしむることにある。

## 十二、展覽會

展覽會は組合會合が開かれる時は大なる價值を持つものである。展覽會を構成するものは本質的にはポスター、繪、その他話を傳える視覺的補助物である。例えば中央労働委員會から十枚のポスターを使う展覽會を準備することがあると、その十枚のポスターは木製の鏡板の上に載せられ組合會場の後部にきちんと置かれるのである。教育委員は地方の委員會その他の會員に見せる他のポスターの作成を計畫するかも知れない。會の前後に會員は一連のポスターを研究するためにひきつけられるのである。そして組合員の教育水準は一步向上するのである。既製の展覽會は眞の實質を有する教育委員會なら組合の會議に於て見せることのできる一連の展覽會の構想を作り上げることができるけれども、前述の種々の政府機關からこれを確保することもできるものである。労働日には組合は亦組合の仕事や

その業績を見せる展覽會を開くことの有効なることが分るかも知れぬ、そうしてこの種の展覽會は、鐵道停車場か公衆の集會場の近くに開催するのがよく、これによつて一般大衆は労働組合運動についての知識を増すことができるのである。

### 十三、食時の紙芝居討論會

これは討論者と紙芝居を運営する人が質問を發して人々に論議させるのである。議長の役を務める者は、時折質問を發して十分か十五分の間討論を指導し、労働者は新しい考えを持つて家路につくことになる。

### 十四、見學旅行

視察旅行は労働委員會、市長、公共機關の役職又は工場の仕事に興味を有する労働者にとつては至極價値あるものである。教育委員會は視察の場所へ行く方法等の如き細微の點も事前に明らかにしておかなければならない。通常教育委員會は見學に参加を希望する者を土曜か日曜の午後に定まつた場所に集合することを公表するのである。(勿論見學は労働時間外になされるのである)。見學團が地方の労働委員會を見學する場合はその地方の委員會の委員はこの見學團を迎えて委員會の仕事について

簡単な説明をしなければならぬ。見學團は事務所書記達の執務振り、あるいは委員會の書類を見學し、委員會の手續の規定を説明して貰うのである。次に十分か十五分間質問し歸途につく譯である。市役所、物質の配給所、小學校、稅務署えの見學旅行は民衆に對し役所の運営についての知識を與えるのに非常に効果あるものとなり得る。

### 十五、研究調査

地方の組合員は幾度も「一體稅率は如何なる方法で定められるか、又配給制度は如何なる方法で運営されるか」について疑問を持つかも知れない。又日本の新裁判所組織の運営について疑問を抱いたかも知れない。ともあれ教育委員會としては一名の庶民に問題を提示し彼等の見たまゝを一ヶ月以内に報告するよう命ずる。かくして報告書が書かれ役人を迎えて質問が發せられ、書籍が讀まれ新聞は解答を求められることとなるのである。研究委員會は問題に關する多くの資料を徐々に蒐め、問題の解決を得たならばそれを教育委員會に報告する。教育委員會はその報告書を検討し、能う限りこれを速かに終る。時には氣づいたことを明白にするため繪圖を書くようなこともある。

新聞紙  
23.12  
納

366  
RDS

昭和二十三年八月五日 印刷  
昭和二十三年八月十日 發行

定價 金拾五圓

編輯者 勞 働 省

發行者 加 納 道

印刷者 牧 山 洋 一

印刷所 白 泉 社

東京都港区芝西久保櫻川町二十五番地

發行所 國際圖書出版株式會社

振替東京一九五二六八番  
電話芝(43)〇〇一六番

日本出版協會正會員 A 211190 番

国立国会図書館



國際圖書出版株式會社刊